

**「生活者としての外国人」に対する日本語教育の
標準的なカリキュラム案について
骨子（案）**

<はじめに>

- 日本語教育小委員会では第8期の審議において、日本語を母語としない住民が地域社会の一員として社会参加するために必要な日本語教育の「体制整備」及び「内容の改善」について審議を行った。
- 「体制整備」については国、都道府県及び市町村が担うべき役割、各機関の連携協力の在り方、並びに地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割について考え方を示した。
- 「内容の改善」については、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標を示すとともに、「生活者としての外国人」に対する日本語教育のカリキュラム等を検討する際の基盤となる「生活者としての外国人」が日本語で行うことが期待される「生活上の行為」の事例を示した。
- 「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育の内容、方法等の在り方についてはこれまで必ずしも十分には研究、検討がなされていない。
- 「生活者としての外国人」の多くは、まとまった学習時間の確保や継続的に日本語学習教室に通うことが困難な状況にあるのが現状であり、集中的かつ継続的な学習を前提とする従来の日本語教育のカリキュラムでは対応が困難である。
- 日本語教育の内容・方法は、それぞれの地域の実情に沿って具体的に編成・実施されることが必要である。国は各地域における多様な日本語教育の実践を支援するために、その際の指針となる標準的な教育内容を具現化するものとして、標準的なカリキュラム案を示す必要がある。
- 以上のような問題認識の下、日本語教育小委員会では第9期以降、第8期に行った「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容についての検討を更に深め、各地域におけるカリキュラム作りの土台となる「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の開発に向けた検討を行ってきた。

I 標準的なカリキュラム案の作成過程

(1) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

- 「生活者」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営むすべての人を指すものであり、「生活者としての外国人」とはそういった側面を有する外国人を指す。
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育は言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、外国人が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることを目的として、次の四つを目標とする。
 - ・日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
 - ・日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
 - ・日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
 - ・日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること
- 上記の目的・目標を達成するために、生活から独立した抽象的な言語体系や知識の獲得ではなく、個々の生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力の獲得が求められる。

(2) 「生活上の行為」の事例の整理と選択

- 「生活者としての外国人」に必要な日本語を明らかにするため、日常生活で行う「生活上の行為」について必要度を尋ねるアンケート調査を行った。必要性が高いと評価された「生活上の行為」については、具体的な事例を記述し、分類・階層化による整理を行った。
- さらに、「生活者としての外国人」が日本語で行うことが期待される「生活上の行為」の事例として、「来日間もない外国人が基本的な生活上の基盤を形成するために必要とされる事例及び安全にかかわる（緊急性がある）「生活上の行為」の事例であり、日本語でのやり取りが複雑でないと考えられるもの（119事例）」を選び出した。

(3) 学習項目の要素の記述

- 上記の過程により選び出した「生活上の行為」の事例に対して、その「生活上の行為」を日本語で行う際に必要となるコミュニケーションの要素を記述した。
- コミュニケーションの要素は「生活者としての外国人」にとっては学習項目の要素となり、各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的なカリキュラムを編成する際の参考となる。
- 学習項目の要素として、「能力記述」「場面（場所、相手、状況・動機）」「やり

取りの例」「文法」「語彙」「機能」「四技能（話す、聞く、読む、書く）」を記述し、一覧の形にまとめた。また、生活上の基盤を形成するために「生活者としての外国人」が知っておくことが求められる「生活上の行為」の事例については、その事例の解説を記述した。

（４）標準的なカリキュラム案の開発について

- 一般的にカリキュラムは学習内容、時間、順序等を含んだものとして考えられる。「生活上の行為」、「学習項目の要素の一覧」で示される学習内容に続いて、時間と学習順序についても検討を行った。

Ⅱ 標準的なカリキュラム案について

（１）標準的なカリキュラム案の概要

- xx ページに示す資料（※参考資料1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案）が標準的なカリキュラム案の本体部分である。標準的なカリキュラム案の本体部分は、来日間もない外国人が生活上の基盤を形成するために必要な「生活上の行為」とそれが日本語で行えるようになるために要する時間の比及びそれぞれの「生活上の行為」を日本語を用いて行うことができるようになるために必要な学習項目の要素を一覧にしたものである。
- 時間については、実際の時間数ではなく、大目標、中目標、小目標の各区分に事例として掲げられた「生活上の行為」を日本語を用いて行うことができるようになるために必要と考えられる学習時間の相対的な割合を「単位」で示した。
- 参考として、来日間もない外国人が、その生活を早期に充足する上で必要な日本語学習の時間について検討し、標準的なカリキュラム案全体で30単位、60時間を必要最低限の目安とした。これは飽くまでも目安であり、各地域においてはそれぞれの実情に応じた時間設定が必要である。
- 標準的なカリキュラム案の各目標、「生活上の行為」の事例には基礎的資料（※参考資料3 「生活上の行為」の分類一覧」、参考資料4 「生活上の行為」の事例の整理）との対応関係が分かるように、同じ番号を付している。
- なお、標準的なカリキュラム案においては、文字や発音といった言語事項を個別に取り上げて言及していない。各地域が域内の学習者や日本語教室の実情に合わせて、具体的なカリキュラムを編成し、実際に日本語教育を行う中で、必要に応じて言語事項を具体化していくことを想定している。

【参考資料1】「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のたたき台について【A4 64ページ】

(2) 標準的なカリキュラム案の使い方について

- 標準的なカリキュラム案は、各地域において「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育を現場の実情に沿って具体的に編成・実施する際に参考となるものである。
- 各地域において日本語教育を実施する際には、学習者のニーズや日本語レベル、地域の状況等を勘案し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的なカリキュラムを編成・実施することが望ましい。
- 学習内容について、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標を達成するために、「生活者としての外国人」は標準的なカリキュラム案で示した「生活上の行為」の事例を網羅的に行えるようになる必要がある。その際、標準的なカリキュラム案で取り上げた「生活上の行為」の事例をすべて取り上げなければならないのではなく、学習者が標準的なカリキュラム案で示した「生活上の行為」の事例を既にどの程度行えるのかということも踏まえた上で学習内容を決める必要がある。
- 学習項目について、標準的なカリキュラム案で取り上げた学習項目の要素に、適宜、追加及び修正を加え、各地域の状況や学習者の日本語レベルやニーズに合わせることを望ましい。
- 学習順序について、標準的なカリキュラム案は飽くまで日本語教育の内容及び時間配分についての大枠を示したものであるため、各地域において学習者の状況や背景、ニーズを踏まえた学習順序にする必要がある。
- 時間について、まず、学習者の状況（言語学習経験、確保できる学習時間、日本語教室以外の場面での日本語への接触時間等）に合わせた時間設定が必要である。その際、標準的なカリキュラム案の単位数の比を参考に、それぞれの「生活上の行為」の事例の学習にどの程度時間をかける必要があるか検討する必要がある。その際、日本語教室の実施形態（週に何度開催されるか、教室活動1回当たりの時間、指導者と学習者の数等）も踏まえる必要がある。
- また、「生活者としての外国人」に対する日本語教育を実施する際、「教室活動の方法の例一覧」及び「教室活動を行う際の参考資料リスト」を活用すれば、教室活動の充実に資すると考えられる。
- 「教室活動の方法の例一覧」は、言語を体験的に学ぶ教室活動の方法を示している。
- 「教室活動を行う際の参考資料リスト」では、教室活動を行う際に活用できる多言語での生活情報や教材作成の際に参考となる情報を取り上げている。

- また、標準的カリキュラム案の「場面」の「相手」で取り上げられている人等の協力や参加を得ることで、より具体的で効果的な教室活動を展開することができると考えられる。
- 以下、「教室活動の方法の例一覧」及び「教室活動を行う際の参考資料リスト」を活用した授業の展開例を示す。

【資料3】「情報リソース（資源）等について」の（3）「活用例（実践例）」

【A4 10ページ程度】

（3）想定される利用者

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容について、第8期日本語教育小委員会で整理した国、都道府県、市町村の役割分担では、国は「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を示すこと、各都道府県は域内の実情に応じて日本語教育の体制・内容を検討・調整すること、市町村は、現場の実情に沿って具体的に編成・実施することとされた。
- 標準的なカリキュラム案は各都道府県及び市町村において適宜、修正を加え、各地域の実情に合わせる必要がある。
- 国が示す標準的なカリキュラムの一義的な利用者は、各都道府県、市町村における日本語教育担当者であり、各地域において日本語教育のコーディネーターの役割を果たす人を想定している。例えば、自治体の国際交流協会の日本語教育担当者等である。
- また、標準的なカリキュラム案は各地域におけるカリキュラム作成者だけでなく、日本語教育事業を企画する行政担当者が事業企画を行う際や日本語指導者が教室活動を行う際にも、利用し、参考とすることが期待される。
- なお、各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的なカリキュラムを編成・実施する際には、日本語教育の専門家の助言を受けることが望ましい。日本語教育の専門家も積極的に地域にかかわることが期待される。
- さらに、各地域における具体的なカリキュラム編成やそのカリキュラムに基づき日本語指導を行う「指導者の指導者」やコーディネーターの養成について検討する必要がある。

Ⅲ 今後の課題

(1) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考例としての教材作成についての検討

- 標準的なカリキュラム案の内容を具体的に示し、それぞれの現場が適宜修正を加え、活用することができる「参考例としての教材」の作成・提供に向けた検討を行う必要がある。

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導方法についての検討

- 標準的なカリキュラム案の内容に沿った教室活動の方法及び日本語の指導方法について検討を行う必要がある。

(3) 「生活者としての外国人」の日本語能力の評価についての検討

- 上記(1)及び(2)を踏まえ、「生活者としての外国人」に必要な日本語能力を客観的に測定するための評価基準及び評価方法についての検討を行う必要がある。

(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語指導者の指導力の評価基準等についての検討

- 日本語指導者がその指導力の向上に努めることができるよう「生活者としての外国人」に対する日本語指導者の指導力の評価基準等についても今後、検討を行っていく必要がある。

(別紙)

① 基礎的資料

【参考資料3】「生活上の行為」の分類一覧【1ページ】

【参考資料4】「生活上の行為」の事例の整理【30ページ】

② 情報リソース（資源）

【資料3】「情報リソース（資源）等について」の「(1) 教室活動を構成する活動方法の例一覧」【A4 3ページ程度】

【資料3】「情報リソース（資源）等について」の「(2) 教室活動を行う際の参考資料リスト」【A4 5ページ程度】